様式第2号

配慮事項記載シート【建築物・工作物】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 配慮・措置の内容 | 審査欄 |
| 共通事項 | □「（本編の）第３章　具体的な景観形成の方針」に掲げる景観形成の考え方に沿うよう、それぞれの行為において配慮を行う。□届出対象となる行為は、行為そのものが行為地の周囲の景観に与える影響が大きなものであるということを踏まえ、周囲の景観に馴染むよう調和に向けた努力を行うとともに、当該行為地において、周囲の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努める。 | 「　　　　　　　　のゾーン」　 |  |
| 位置 | □地域の景観を特徴づけている山や海、河川、橋等への眺めを損ねないよう配慮する。□通りとしての連続性や、地域全体としてのボリューム感を大きく損ねないよう配慮する。 |  |  |
| 形態・意匠 | □周囲と調和した建築スケールとなるよう、規模や形態において留意・工夫する。□地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮する。□周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努める。 |  |  |
| 設備等 | □屋上等に設置する工作物や設備類は、通り等から見えないように配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫する。□付随する設備類は、可能な限り、道路等の公共の場から容易に目にしない位置に配置する。やむを得ず配置する場合には、ル―バ―や植栽等を活用することによる目隠しを行う等、見苦しくないよう配慮する。 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 配慮・措置の内容 | 審査欄 |
| 色彩 | □外観の基調となる色は、無彩色または、下記の色彩基準に適合したものとし、周囲から突出するような奇抜な色彩の使用は避ける。

|  |  |
| --- | --- |
| 色　相 | 彩　度 |
| まちのゾーン | その他のゾーン |
| Ｙ（黄）・ＹＲ（黄赤）・Ｒ（赤） | **６以下** | **４以下** |
| その他 | **２以下** | **２以下** |

□屋根はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、周囲の景観と調和したものとする。□彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めるとともに、高層部分への使用はできる限り避ける。 |  |  |
| 付帯する屋外広告物 | □建築物の外壁や屋上等へ設置する屋外広告物は、節度あるものとし、奇抜なデザインは避ける。□掲出数は最小限とし、可能な限り設置位置は集約する。□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、その高さは１層程度（約３ｍ）に抑える。 |  |  |
| 外構・緑化等 | □道路との境界部を中心に、樹木や生垣等の植栽を施すなど、緑豊かな外観となるよう周囲からの見え方に配慮する。□建築物等に付随する塀や柵等を設置する場合には、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。□付属駐車場では、通りから見た際、閑散とした印象を最小限とするよう、道路との境界部を中心に植栽を施したり、敷地内での植栽や舗装での工夫を行う。□フェンスや防護柵等は、周囲の景観に馴染む色彩やデザインとなるよう配慮する。 |  |  |

配慮事項記載シート【開発行為等・木材伐採・物件の集積又は貯蔵・外観照明】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 配慮・措置の内容 | 審査欄 |
| 共通事項 | □「（本編の）第３章　具体的な景観形成の方針」に掲げる景観形成の考え方に沿うよう、それぞれの行為において配慮を行う。□届出対象となる行為は、行為そのものが行為地の周囲の景観に与える影響が大きなものであるということを踏まえ、周囲の景観に馴染むよう調和に向けた努力を行うとともに、当該行為地において、周囲の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努める。 | 「　　　　　　　　のゾーン」　 |  |

|  |
| --- |
| 開発行為等 |
| 項目 | 景観形成基準 | 配慮・措置の内容 | 審査欄 |
| 造成等 | □地形を踏まえ、地形改変が最小限となるよう配慮した造成に努める。□切土・盛土は最小限となるよう配慮する。□法面や擁壁が生じる場合には、長大なものや周囲に対し圧迫感を与えるものとならないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には緑化等の措置を行う等、周囲との調和に努める。□擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周囲と馴染むよう素材や工法において配慮する。 |  |  |
| 環境保全 | □できる限り、既存の纏まった樹林地は保全・活用する。□植生や動植物の生態系など、貴重な自然環境に大きな影響を与えないよう配慮する。 |  |  |

|  |
| --- |
| 木材の伐採 |
| 項目 | 景観形成基準 | 配慮・措置の内容 | 審査欄 |
| 調和 | □巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避ける。□伐採後、地肌が露出したまま等の状態で周囲から見苦しいと感じられないよう、植栽を施す等、周囲との調和に配慮する。 |  |  |

|  |
| --- |
| 物件の集積又は貯蔵 |
| 項目 | 景観形成基準 | 配慮・措置の内容 | 審査欄 |
| 調和 | □資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮する。□できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、道路との境界部に植栽を施す等、周囲との調和に配慮する。 | 　 |  |

|  |
| --- |
| 外観照明 |
| 項目 | 景観形成基準 | 配慮・措置の内容 | 審査欄 |
| 照度等 | □ネオンサイン等の派手な照明器具や点滅照明はできる限り設置しない。商業地等でやむを得ず設置する場合には、周辺に不快感を与えないよう配慮し、最小限の使用にとどめる。 | 　 |  |